

公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第１０８条の２第２項の規定により公表する。

令和２年１２月１８日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

記

１ 契約の内容

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」に係るリーフレットの印刷業務

２ 契約の相手方の名称及び所在地

一般社団法人クリエイターズ 代表理事 西 祥文
和歌山市寄合町４４

３ 契約金額

２７５，０００円（消費税及び地方消費税込み）

４ 契約の相手方とした理由

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１１項に規定する障害者支援施設、同条第１項に規定する障害福祉サービスを行う施設であり、見積書記載金額が予定価格の範囲内であったため。